

令和6年度

第2回

上越市地域公共交通活性化協議会

議案書

(書面協議)

日 時

令和6年6月20日(木)から
令和6年6月27日(木)まで

令和7年度地域間幹線系統確保維持計画について

1 要旨

国の補助事業（地域公共交通確保維持改善事業）について、令和7年度以降も継続的に活用して生活交通を維持するため、補助要件である「上越市地域間幹線系統確保維持計画」を作成するもの。

令和6補助年度計画（令和5年10月1日から令和6年9月30日）までは新潟県にて策定し国土交通大臣へ提出していたが、令和7補助年度計画（令和6年10月1日から令和7年9月30日）からは市町村において補助申請をすることとなったことから、計画について審議いただくもの。

【地域間幹線系統とは】

合併前の旧市町村をまたいで運行している路線のこと。

【地域間幹線系統確保維持計画について】

地域における移動手段の確保のため、地域間幹線系統の運行系統、運行方法等を定める計画で、地域間幹線系統確保維持費国庫補助金の交付を受けるに当たり、国土交通大臣の認定を受ける必要があるもの。

2 計画の概要

(1) 対象運行系統の名称（経路）

- ・申請番号46 上越妙高駅前～市役所・労災病院前～鶉の浜
- ・申請番号47 上越モール前～上越妙高駅前～新井バスターミナル

(2) 補助対象期間

令和6年10月1日～令和7年9月30日

(3) 補助見込額

（単位：千円）

事業者	No.	系 統 名	国庫補助 計画額	新潟県 計画額	計
頸城自動車（株）	46	上越妙高駅前～ 市役所・労災病院前 ～鶉の浜	5,843	5,843	11,686
	47	上越モール前～上 越妙高駅前～新井 バスターミナル	1,990	1,990	3,980
合 計					15,666

3 その他

計画の提出までの間に内容について細かい修正があった場合には、事務局にて対応させていただきますので、あらかじめご了承ください。

【資 料】

- ・生活交通確保維持改善計画（地域公共交通確保維持事業のうち地域間幹線系統）
 - ・・・資料1-1（資料P1）
- ・生産性向上に資する取組項目
 - ・・・資料1-2（資料P23）
- ・対象運行系統の1日当たりの運行回数及び輸送量
 - ・・・資料1-3（資料P25）
- ・路線バス等を運行する事業者に交付する補助金について（参考資料）
 - ・・・資料1-4（資料P27）

令和6年度第1回上越市地域公共交通運賃等協議会の協議の結果について

1 要旨

令和6年度第1回上越市地域公共交通運賃等協議会で協議を行った結果について報告するもの。

2 協議事項

- (1) 対面開催（開催日：令和6年5月21日（火））
 - ・議案第1号 協議運賃路線における特別運賃の設定について（頸城自動車株式会社）
- (2) 書面開催（開催日：令和6年5月21日（火）から5月28日（火）まで）
 - ・議案第1号 協議運賃路線における特別運賃の設定について（くびき野株式会社）
 - ・議案第1号 協議運賃路線における特別運賃の設定について（頸南バス株式会社）
 - ・議案第1号 協議運賃路線における特別運賃の設定について（頸北観光バス株式会社）
 - ・議案第1号 協議運賃路線における特別運賃の設定について（アイエムタクシー株式会社）
 - ・議案第1号 協議運賃路線における特別運賃の設定について（有限会社浦川原タクシー）

※頸城自動車のみ対面開催とし、他の交通事業者分については内容が同様であるため、書面にて協議を実施した。事前に行った意見募集で寄せられた意見は0件だった。

3 特別運賃を設定する事業の概要

- (1) 事業名
夏休み小・中・高校生「バス乗車体験」キャンペーン
- (2) 概要
夏休み期間中、小学生、中学生及び高校生が バスに慣れ親しむ機会を提供し、将来のバス利用につなげることを目的とし、市内路線バス及び市営バスにおいて特別運賃を設定する。
- (3) 対象路線
資料2(資料P29)のとおり
- (4) 特別運賃設定額
中学生・高校生1乗車100円、小学生（幼児）1乗車50円
- (5) 実施予定日
令和6年7月27日（土）から8月25日（日）まで

4 協議結果

- (1) 対面開催
出席した全委員が「異議なし」と回答したことから、上越市地域公共交通活性化協議会設置規程第7条3項に基づき、原案のとおり承認された。
- (2) 書面開催
全委員が「異議なし」と回答したことから、上越市地域公共交通運賃等協議会設置規程第7条3項に基づき、原案のとおり承認された。

5 その他

- ・議案の承認後、上越市地域公共交通運賃等協議会設置規程第9条2項に基づき、各交通事業者に対して協議が調ったことの証明書を発行した。
- ・資料2(資料P29)に記載した系統以外の全バス路線（市営バスを含む）についても、上記の内容で特別運賃を設定する。